

平成26年3月19日

関係業界団体代表者 各位  
化学物質取扱事業者 各位

経済産業省製造産業局化学物質管理課  
化学物質安全室長

### 第一種特定化学物質の追加指定等について（お知らせ）

平素より経済産業行政に御協力いただきましてありがとうございます。  
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第2条第2項及び第24条第1項の規定に基づき、化審法施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）が本日公布されました。  
この改正により、今後新たに2つの化学物質が第一種特定化学物質に指定され、所要の措置が講じられますので次のとおりお知らせいたします。

#### 1. 第一種特定化学物質の追加指定について（改正政令の施行日：平成26年5月1日）

以下の2物質が第一種特定化学物質に指定されます（化審法施行令第1条）。

通称名	政令指定名称	CAS番号	化審法官報公示整理番号
エンドスルファン	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）	115-29-7, 959-98-8, 33213-65-9	—
ヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4, 3194-55-6, 4736-49-6, 65701-47-5, 134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8, 138257-17-7, 138257-18-8, 138257-19-9, 169102-57-2, 678970-15-5, 678970-16-6, 678970-17-7,	3-2254

第一種特定化学物質については、経済産業大臣の許可を受けた者でなければ、製造及び輸入することができません（化審法第18条及び第22条）。そのため、改正政令の施行日以降は、エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンを製造及び輸入する

ことはできません。

また、第一種特定化学物質については、政令で定める用途以外の用途に使用することができません（化審法第25条）。今般、エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについては、使用できる用途を政令で指定しないため、改正政令の施行日以降は全ての用途で使用することができません。

なお、改正政令の施行日の前日までに第一種特定化学物質が使用され、製造された製品<sup>(※)</sup>については、改正政令の施行後も、その製品自体の使用は禁止されません。

(※) 化審法において「製品」として扱うものについては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成23年3月31日、薬食発0331第5号・平成23・03・29 製局第3号・環保企発第110331007号）を御参照ください。

#### (参考)

これら2物質は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の第5回及び第6回締約国会議において、製造、使用等を廃絶・制限する化学物質として附属書Aに追加することが決定された化学物質です。締約国会議における指定名称は、それぞれ以下のとおりです。

①エンドスルファン；

Technical endosulfan (CAS No: 115-29-7) and its related isomers (CAS No: 959-98-8 and CAS No: 33213-65-9)

②ヘキサブロモシクロドデカン；

Hexabromocyclododecane” means hexabromocyclododecane (CAS No: 25637-99-4), 1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane (CAS No: 3194-55-6) and its main diastereoisomers: alpha-hexabromocyclododecane (CAS No: 134237-50-6); beta-hexabromocyclododecane (CAS No: 134237-51-7); and gamma hexabromocyclododecane (CAS No: 134237-52-8)

### 2. 輸入禁止製品の追加指定について（改正政令の施行日；平成26年10月1日）

政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものは輸入できません（化審法第24条第1項）。

今般、ヘキサブロモシクロドデカンについて以下の4つの製品を政令で指定します（化審法施行令第7条）。そのため改正政令の施行日以降は、これら4製品についてはヘキサブロモシクロドデカンが使用されている場合は輸入できません。

- ①防炎生地（「防炎性能を与えるための処理をした生地」）
- ②繊維用難燃剤（「生地に防炎性能を与えるための調製添加剤」）
- ③EPSビーズ（「発泡ポリスチレンビーズ」）
- ④防炎カーテン（「防炎性能を与えるための処理をしたカーテン」）

### 3. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 （電話）03-3501-0605